

平成30年8月1日
四国地方整備局

「四国地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動について」

～平成29年度活動結果及び平成30年度活動方針～

四国地方整備局では、建設業者の法令違反への対応を強化することにより、建設生産物の品質を確保するとともに、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、平成19年4月に四国地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、建設業法令遵守に向けた取組を実施しています。

今般、平成29年度の活動結果をとりまとめるとともに、平成30年度の活動方針を策定し、引き続き、立入検査等を通じて建設業における法令遵守の更なる徹底を図って参ります。

1. 平成29年度活動結果 【詳細 別紙1】 ※（ ）は平成28年度

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) 建設業者に対する立入検査等の実施件数 | 55社（41社） |
| (2) 監督処分・勧告の実施概要 | |
| ・ 監督処分 | 1件（なし） |
| ・ 勧告 | 19件（8件） |
| (3) 推進本部に寄せられた通報・相談等の件数 | 26件（30件） |
| (4) 建設業者に対する講習会等の実施状況 | 22回（28回） |

2. 平成30年度活動方針 【詳細 別紙2】

推進本部の設置以降、下請取引の適正化を中心に、建設業の法令遵守に資する各種取組を行ってきたところですが、依然として、書面の不作成等の不適切な契約手続等を原因とするトラブルも存在していることから、更なる法令遵守の徹底に向けて各種取組を推進します。

また、社会保険加入対策の一環として、立入検査等において、社会保険加入に必要な原資となる法定福利費が下請取引において必要経費として適切に確保されるよう、標準見積書の活用状況、法定福利費を尊重した契約締結及び支払いがなされているかの確認を行い、社会保険加入を推進するための周知徹底に努めます。

(問合せ先)

四国地方整備局 建政部

計画・建設産業課 課長

橋本 貴央

建設専門官 四宮 幸一

(087)811-8314 (内線 6121・6144)

平成29年度 四国地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動結果

1. 建設業者に対する立入検査等の実施件数

	平成29年度	平成28年度
大臣許可業者への立入検査	45社	30社
知事許可業者への立入検査	10社	11社
	55社	41社

【立入検査実施の内訳】※()は28年度

- ・下請取引等実態調査結果を端緒としたもの 17社(9社)
- ・過去に指示・勧告等を受けた業者へのフォローアップによるもの 7社(1社)
- ・新規に大臣許可業者になったもの 4社(1社)
- ・社会保険加入対策として行ったもの 17社(19社)

2. 監督処分・勧告の実施概要

	平成29年度	主な処分事由	平成28年度
許可取消	0件		0件
営業停止	0件		0件
指 示	1件	労働安全衛生法違反 1件	0件
勧 告	19件 (12社)	契約書面不作成(変更契約含む) 6件 法定支払期間超過 3件 施工体制台帳等不作成 5件 等 ※1社に対して複数の項目を勧告している場合があるため、勧告件数と勧告対象社数は一致しない。	8件 (5社)

【勧告事由の主な傾向】

例年、契約書面不作成(変更契約含む)、契約書面に記載すべき項目の不備など、不適切な契約手続に起因するものが多くを占めている。

【参考】過去3年間の立入検査等実施状況と勧告状況

	平成29年度	平成28年度	平成27年度
立入検査等実施件数	45社	30社	37社
勧告を受けた業者数	12社	5社	19社
勧告件数	19件	8件	32件

3. 推進本部に寄せられた通報・相談等の件数

	平成29年度	平成28年度
駆け込みホットライン等に寄せられた通報、相談等	26件	30件
うち、法令違反疑義情報	4件	3件

※通報、相談等の主な内訳

- ・請負代金の不払いに関するもの 7件
- ・社会保険加入に関するもの 8件
- ・法令解釈に関するもの 5件
- ・法令違反の疑義に関するもの 4件

※法令違反疑義情報については、四国地整以外の許可権者に係るものであるため、所管許可行政庁に情報提供を行った。

4. 建設業者に対する講習会等の実施状況 ※()は各県との連携したもの

	平成29年度	平成28年度
講習会等の開催回数	22回 (16回)	28回 (18回)
講習会等への参加者数	約2500名(約2190名)	約2800名(約2430名)

※県知事許可業者の参加が多く見込まれることから、各県との連携を中心に実施している。

平成30年度 四国地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動方針

平成19年度に四国地方整備局建設業法令遵守推進本部を設置し、下請取引の適正化を中心に、建設業の法令遵守に資する各種取組を行ってきたところである。

しかしながら、依然として、書面の不作成等の不適切な契約手続等を原因とするトラブルも存在しており、更なる法令遵守の徹底に向けた活動が必要となっている。

については、以下のとおり、平成30年度の活動方針を定め、各種取組を実施していくものである。

1. 建設業法令遵守の周知啓発

建設業法等の理解を深め、下請取引の適正化を推進するため、建設業者等を対象にした講習会の開催やホームページでの広報等を通じて、法令違反行為等の未然防止の観点から以下の項目を中心に建設業法令遵守の周知啓発に努める。

- ・ 建設業法令遵守ガイドライン
- ・ 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン
- ・ 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン
- ・ 法定福利費を内訳明示した見積書である「標準見積書」の活用
- ・ 「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の利用促進

2. 立入検査等

立入対象業者の選定に当たっては、下請取引等実態調査の結果（特に不当なしわ寄せを受けたとする申告）や駆け込みホットライン等への通報等に基づき対象業者を優先的に選定し、立入検査等を実施する。また、社会保険加入対策の一環として、民間工事受注割合の高い建設業者についても重点をおいて選定する。

なお、立入検査に当たっては、書面による請負契約の締結徹底等、元請下請間の取引の適正化に関する項目のほか、次の事項についても重点的に確認を行い、不適切な取扱い等が見受けられた場合は、建設業法令遵守ガイドライン等の周知とともに、適切に指導を行う。

- ・ 社会保険の加入及び法定福利費の支払状況等
（下請企業への加入指導状況、標準見積書の活用状況や見積において提示された法定福利費を尊重した契約締結、法定福利費の支払・受取状況等）
- ・ ダンピング受注に係る下請業者へのしわ寄せ
- ・ 下請代金の支払方法（手形・現金の別）
- ・ 安全衛生経費の確保状況

3. 関係機関との連携

(1) 国土交通省直轄工事において、社会保険等に未加入の建設業者が確認された場合は、発注部局から建設業担当部局に通報され、加入指導等を実施する運用が行われているので、発注部局や関係機関（四国4県、社会保険部局等）との連携を図りながら、円滑かつ適切な対応に努める。

(2) 建設業法令遵守の徹底を図り、建設業における適正取引を推進するため、四国4県及び関係機関との連携を強化する。

特に「建設業取引適正化推進月間」（11月）においては、四国4県と連携した以下の取組を重点的に実施する。

- ・ 法令遵守講習会の実施
- ・ 建設業取引適正化推進月間における各県との合同立入検査（大臣許可業者及び知事許可業者）